

# 小谷コレクション蔵『富士の人穴草子』（三種）紹介と翻刻

船田 亜美

信州大学附属図書館の小谷コレクションには『富士の人穴草子』三本が所蔵されている。本稿では、小谷コレクション蔵本の紹介と翻刻を掲載する。

## 一、「富士人穴探検古記」

### （一） 解題

写本。一冊。外題は箋に墨書きで「富士人穴探検古記」とあり、本文とは別筆、後のものである。また、小谷コレクション内の一本である、『富士の人穴物語』にも、同様の箋による外題が施されており、筆も同一のものと見られる。内題・柱題・尾題・見返し題はナシ。表紙は薄茶、刷目。料紙は楮紙。装丁は袋綴。書型は二十四・三×十六・九。一面行数は八。一行字数は約十五。本文は漢字仮名混じり。三十七丁。奥書「文化三歳丙ノ寅九月吉日」とあることから、成立年代は文化三年（一八〇六）九月であると推定される。書写者は未詳。表紙見返しの左下に、高峯文庫印あり。また、表紙と見返しの間に蔵書印があるが、判読不能。旧蔵者は小林義正。その他、外題箋に「千五百円」の印あり。

一丁表、七行目、七字目辺りまでに、本文と同筆で「富士人穴探検」と書かれた箋が上から貼られている。本書にはいずれの題も見

られないため、外題の箋を付した人物は、一丁に付された箋を元に、外題を付したことも考えられる。三十七丁裏、下方に墨消ち。本書は新出本である。

### （二） 翻刻

#### 〔凡例〕

翻刻にあたり、可能な限り原文に忠実であることを期したが、次の様な手を加えた。

- 一、濁点・踊り字はそのままであるが、便宜上句読点、及び会話文の「」を施した。
- 一、漢字は可能な限り現行の字体に改めた。
- 一、本文の誤りと思われる部分には、右傍に（ママ）と付記した。
- 一、判読不能な箇所については、一字につき■一つで示した。
- 一、翻刻を確定出来ない箇所については「○○カ」と示した。
- 一、欠損部分は□（欠損）で表した。
- 一、丁数と表・裏はへ一・オのように示した。
- 一、本文の右あるいは左に、振り仮名や文章が書き添えられている場合（右傍「○○○」）のように示した。

〔外題〕富士人穴探検古記

正治三年三月三日の事也。鎌倉殿（右傍「との」）御前にて  
和田平太国久をめし仰せけるは、「むかし

より音に聞、ふ（右傍「び」）しの人穴あると聞たるはかり  
なり。いかなるふしき有やらん。なんじ入て

見と、け参れ。」と仰ける。平太承り、「大事を  
仰出さるゝもの哉。『てんをかけるつばさ、

地をわしるけだも（※）のをとりて参れ。』との

（※傍線部に「富士人穴探検」と書かれた紙が上から貼つてある。）

仰せならば、やすき御事に候ふ共、是非はいかゝ、（一・オ）

候へき。穴に入事人事二度と帰らん也。」と申

すれば、頼家公かさねて、「是非ともたのむ。」と

仰ける。平太、心におもふよふ、「君の御恩にあき

みちて、命を君に奉る。」と。「然はあなのふ

しぎを見て帰らん。」と御前をこそ立にける。

宿所に参て申様、「平太こそ君の仰承り、

富士の人穴入候はん。」と申しければ、祖父吉盛

聞て、「思ひもよらぬ御望かな。人ほもつれへ（一・ウ）

行べき道にあらず。たゝ壱人入べし。」とて、涙を

なかし給ひをゆ（右傍「け」）る所に、あさひなの三らふ来て

其由を見るより、四尺八寸の太刀、はゞきもと

四五寸くつろけ、平太をはたと被睨て、

「汝程ほこがましきもの、世にもあらず。日本

国の諸侍の見る所に、なきかほを人に見せる

こと、未練成次第なり。其程のおく病ものを

一家中におけば、それにひかれ臆病に成と（二・オ）

いふこと有。そこ罷立。」といひければ、平太きゝて、

「朝夷殿、おく病なりとも、人あなを見ぬ内は

罷歸るまし。御心安く思召候へ。」と、から／＼とうち

わらひてそ出にける。朝夷と■てむ「さるとも平太

殿。『わしる馬にむち』と申こと有。ちしほに染る

によりて色をまし、某がしも見付したくは

おふへとも、只一人さゝれたるにより見つけ

申すとも叶はぬ也。何卒して、此度は高名（二・ウ）

して、われ／＼が壱門のなをあげ給へ。」と申せ（右傍「け」）ゆり。

平太其日のしよふぞく、いつよりも花やかに、

肌には白帷子のわきふかくとかせ、白むく

壱重、中白のひたゝれのすそ、出結びかたに

かけ、はかまのくゝり高くよせ、白銀のどふ

金に赤地のつが、金ふくりんのつばかけて、

みたせる扇子を指そへ、明松壱十六もだせ、

人六人つれ御前に参り、御いとまごひ（三・オ）

申。諸国の侍達にもいとまごひして申、「午の

刻に帰り申へし。若それ過候はゝ、岩屋にて

死たると思召候へ。」とて、岩屋にこそは入にけり。

諸人は是を見てあつまりて、「弓矢とる

みの習ひとて、世にあわれなる事す

是なり。」とみなく、申斗也。扱、岩屋の内

一町ばかりゆき見れば、やおより火ゑん

を出たるじや、すのこをかいたる如くなり。（三・ウ）

それを飛越ゆき見れば、なまくさき

風ふきて、恐しきこと限りなし。

傍に見れば、年の比十七八なる女房の、十二ひとへを引かさね、紅のはかまをふみしたし、三十二相を具足して、たけなるかんざしは、せいたひがたて板にかふるきの墨をすり流したる如く也。

白銀のはたばしらに、古金のへひをへ四・オゝ以ておわします。伽れうびんがのこわねにて、「何者なれば我が住家に来るぞ。」と

仰ける。平太承、「鎌倉どのより御使、三浦の老家、和田の平太国久と云う者にて

候。」と申ければ、女房聞し召、「たとひ何者の

使成とも、自ら前を通すまじ。それを

おして通るならば、たちまち汝が命を

取べし。」「それをいかに。」といへば、「すてにへ四・ウゝ

汝は仏にてきとふたる。守屋の大臣か

末類也。」と仰有。岩屋の内より風吹出て、

ひともみもんで吹かと思へば、たちまち岩

屋の口に吹出す。様々立あからんとする所に

岩屋の内よりからびたる声にて、「汝か年バ〔八カ〕

十才の春の比より、しなのゝ国の住人、和泉の

三郎とゆふ物に語ひて、故なき無反を

おこし、うたれることうたがひなし。」とへ五・オゝ

よばわりて、雷電稲妻しければ、おそ

ろしとゆふも愚也。扱、岩屋より帰へり、鎌倉

どのに参り、岩屋のふしき語りける。

扱、又鎌倉殿は岩屋の奥を見ぬことを

所存に思へば、「国のうちにあき所有。四百町御判として、岩屋の奥を見たる

ものにはを御下べし。」との御ふれ

有ければ、皆人申様、「命ありての所へ五・ウゝ

領也。望なれば。」とて、うけに出る人もなし。

爰に、伊豆の国の住人、新丹四郎忠綱と

申もの、このことを聞て心の内におもふやふ、

所領は千六百町もちたれども、それに

今度四百町たまわれば、松房松若

式人の子共に、千町つゝとらせて申と

思ひ鎌倉殿に参り、御前に畏り

申けるは、「忠綱こそ御判をいたゞき、ふじのへ六・オゝ

人あなに入候はん。」と申あければ、頼家公

御悦限なし。扱、忠綱宿所に帰り、女房に

語りけるは、「頼家公仰承り、富士の人穴に

入申候条。岩屋にて死したるとも、

所領は式人のことも、千町つゝとらせ

可申。松杉を植しも、子を思ふ習也。嘸（右傍「さぞ」）

諸国の侍立、忠綱を悪しと思ふらんよし

それとてもちからなし。」新丹其日のへ六・ウゝ

しやぞくは、はたには白帷子の小脇深とかせ、

かふるき大口にひたゝれのすそをむすひ

かたにかけ、袴のくゝりたかくよせ、大ぶさ

作りの大刀、白銀のさやまきしたる

こしがたな、つま事扇子つまご差そへて、

伊豆の国の住人、工藤左衛門と具足して、

めふ松三十を「七日と申さんに帰りつ。若

それすき候は、いわやにて死たると思召へ七・オ

候へ。」と、岩屋にこそ入にける。扱、岩屋の

内五町程入見れば、何もなし。又太刀を

ぬぎ、四方をうちはへて見れば、

何もなし。又五町程行見れば、

日本の如く日月のひかりあらわれたり。

又二町程行見れば、すこしの松原に

こそ出にける。其地の色は五色なり。

爰に川あり。只今渡りたると思ふ時はへ七・ウ

足のあとあり。此川渡りみれば、東に

堂あり。それを通り、式町斗行見れば

ハツケ<sup>(ツ)</sup>挙<sup>(ツ)</sup>作りの香の御割<sup>(ツ)</sup>御所あり。ひわだ

ふきにしたりける。柱は錦をもつてつゝ

みたる。御所也。内に入り見れば、心もことばも

及ばれず。けんの玉水おちる露は、びは

をたんじる如くなり。扱、風のおとはしよふ、七り

きの如くなり。そこへをきつ時は、諸行無常のへ八・オ

夢覚て、おもしろきことは限なし。蓮華の

ひらくをひるとしる、すほまるをよると

しる。うし寅に少の道有。見れば小金の

光堂有。はしらはにしきを以てつゝ、

こがねの鈴をさける。鈴さゑするは

妙法蓮華経もんなり。鈴のひゞきを

聞時は、きおん精舎の小金の声も

かくや有とおほへたり。猶、丑寅に行へ八・ウ

見れば池あり。いけの中に島あり。しまの

うへにゑんぶだこんの光り堂あり。心もことば

もよばれず。島よりうろに八間のはし

あり。壱間に一つあて、すゞほさけたり。

壱番の鈴を、めふ法蓮華経ととな

ゆれば、其初て七九の鈴、一部八巻廿

八品の文字の数に一字もおとさずとなへ

ける。其内に鈴一つさへずれば、めふ法へ九・オ

蓮華経もんなり。刹女三十番の御経の

くりきを以て、一才衆生をことくくとなへ

けり。池にちかつき見れば、内より

かぐひたるこわねにて、「何者なれば、自が

すみかに来るぞ。」と仰ける。たちまち

御姿をみたまつれば、其たけ

十四余丈ばかりなり。かふべには十六の

角をいただき、口より吹出すいきはへ九・ウ

百丈ばかり有ける。舌は紅の如くなり。

新丹これを見て、おそろしき

事は限なし。大音あけて申や、「鎌倉

殿より御使身。不自由(右傍「ふじゆふ」)ながら、某がしが

先祖神無、大りこのかた大納言にて

は十三代、和泉大なこんにて十二代、新丹

四郎忠綱申もの也。鎌倉殿より当所へ十・オ

一見之為、これ迄参り候。」と申けるは、大ほさつ

聞召、「より家、汝に自がそふかふを見せる

事、ひとへに頼家がうんのきはめを思ふなり。

さりながら、汝、太刀を自にえさせよ。」有ければ、新丹承、四尺八寸の太刀をさし上げる。「刀も

えさせよ。」とありければ、白銀のさやを腰にのこして、えばかりぬきてまつる。

大蛇、太刀と刀を六根にをさめ、よろこびはかきりなし。其後、「よりいへ日本の有し

なればとてしれたる事をする者へ十・ウ

かな哉。さる共、この太刀系させる間、生地

のねふりをおほゆるべし。」と、御歎は

限なし。其後御姿をひかへて、十七八の法

師の御姿とけんじさせ給ふ。「いかに新丹

承り、日本の衆生、地獄か極楽かとたとへに

聞たるばかりにて、目に見る事はあらし。

いさや、六道を見せん。」とて、御越給ふ。「いかに

新丹、承り、地獄の奉行は六人有。第一へ十一・オ

番に、はこねの権現。二番には伊豆の権現。

三番に白山権現。四番に自なり。五番に越中

の立山権現。是よりむけん地獄の

主にてまします。さらは奉行にはな

される者、助かりがたし。」こゝに河原あり。

此所に二つ三つ七つ八つ十二三斗おなき者共、

なんまん人とゆふかすを知らず、なみいたつ。

かの河原に、おさなき物共が石のとふをへ十一・ウ

くみおけば、悪風出て吹ちらし、それを

よせてつまんとする所に、所々河原

よりくわうゑん出て、石も河原もほのかにも

へにける。おさなき者共は、ほのふくみ

んをかなしみて、にけんとすれど、にけも

やらず、「父よ。母よ。」となげ、共、そのかいもなく

ばかりなる成り。扱、ほのかにもへて、白つと

なり、所々あつまつて、地藏菩へ十二・オ

薩のしやくしやふを以て、かきよせて門に

曰、「げんざい、みらい、諸菩薩、しゆはつ、

こつおん、ごんぶぞく、によらい、いちげん、

ふせ、たいざい、しよ悪通。」此もんをとへば

もとのかたちとなりける。新丹

是を見て「あれはいかなるつみの

ものにて候。」と申ければ、大ぼさつ間

召、「是はしやばにて、おやのたいないへ十二・ウ

にやとり、九月のくるしみを母にさせて

おやとなり子と生、其こふおんをもおくらす、

死したる者也。あのくるし見うけて、九千

年があいだなり。又、母のなみだがつもり

てちのいけとなる。」又すこしゆき見れ

ば、河有。三途の河は是なり。かの河のはた

に、其たき五丈廿丈はかりなるおんはこせん

のおわします。眼はしやりん也。したのははへ十三・オ

八十重、うへのはは百式十一重は、すいしよふの

如くなり。罪人のいしよふをはぎとり、

ひらんじゆの木にかけ給ふ。本地は

大日如来のけしんなり。此所をすき

見れば山あり。死出の山は是なり。

のぼるもつるき、と、まるもつるき。

のぼるべきよふはさらになし。かゝる所に

よははるおんしよふ聞へける。新丹これへ十三・ウ

聞、「なに事か。」と申ければ、大ほさつ聞召、

「あれはしやばにて、人間死（マ）主（マ）ば、こん白

しん白とて二つのたましひ有。しやばにて

心ざしする時は、こん白がはかの上にあかり、

山道をへたて、『こんにち、しやばにて年

■すれども、■ふほどにはやはや参り

て、善の札に付給へ。』とゆふ。しん白聞て

うけ取、いそきまひり、善のふたにへ十四・オ

付申候。」又、こゝ罪人にあもき石をつけ、

ごくそつ共が鉄の棒を以てかしく

する。「あれはしよふばひする物が、或は

牛馬を不憫ともおもわす、おもきになど

ほつけ、せめころしたる者なり。しやば

にてあいつたへよ、『いかに、ものいはぬ

物とて、おもき荷などおわせつゝべか

らす。』扱、牛馬が鬼となつて、くわへ十四・ウ

しやくする事八百年があいだなり。」

又、爰に罪人のあたまのなつきより、

八寸くぎをつきとふし、つるきの山に

「のほれく。」とせめるなり。なつきより

ながるゝ血は、紅の如くなり。「是は

しやばにて、親しゆ人の下知をもそむき

たるものなり。いかにおやしゆじんの

ためにきて、所々にすむのちくらきへ十五・オ

人といたすへきからす。あのくるしみを

うけて、廿五年が間なり。」又、こゝに西の

かたを見れば、水のうちきはに罪人

せらくとふり候はんとすれ共、さらにゆくべき

よふもなし。鬼共鉄の棒を以て「渡れく。」と

せめる所有。「あれはしやばにて渡し

などをしたるものなり。あるいは物参り

などをむさぼりたる物なり。只人は慈

悲を以てこそ、かんよふなり。」又爰に鉄の

繩をかけ、ふしぐ八十三折骨に、長さ三尺

はがりの大くきうちとふし、かしくする

もの有。「これはしやばにて、むへきのせひ

しよふするもの也。けひさいにせつしよふする事

なかれ。つみふかきもの也。」爰につるきを

立てならへたる、ひろきひけ有。此所にへ十六・オ

罪人共ををくひき立、鬼亡人■やひ池の

中においこみ、はいあかるを又たゞきこまれ、

なけきくるしむ所あり。「これはしやばにて、

■鉄■をつかい、あるひはあひしよふ

はひをそしり、万人の難儀をいとす身を

はがまゝに、持たるものなり。あのくるしみ

うけて千五百年かあいたなり。其（右傍「その」）後は

餓鬼道におちるなり。」又、爰に六道の辻にへ十六・ウ

衣をおちやくしこぎます法師有。新丹

是を見て、「あの法師様はいかなる御出家様

か。」と申ければ、大ぼさつ聞召、「あれは六道

の主、地藏ほさつとて、慈悲ふかき仏にて

御まします。汝娑婆にかへりて、『なむ地藏

親■菩薩』ととなゆべし。必ごく楽にむかひ

とり給ふなり。」新丹是を聞、「六道とは

なにを申候ぞ。」と、とひければ、「地獄道、へ十七・オ」

かき道、ちくしよふ道、修羅道、天道、人

道とて六つの道あり。」と仰ける。又、爰に

罪人ありける。中は男、左右は女なり。かの二人

の、女かしらは人にて、五体はくちなはなり。

男をのまんとして、紅の如くなる舌

ふり立く、二人してむはひあらそふ。

「是はしやばにて、一一「俣力」かけたる男なり。

二人のめにはら立させたる故なり。へ十七・ウ」

あのくるしみをうけて、六百年が間なり。

かへすく二「俣力」かける事なかれ。」としや

ばにてあいれよ。又、こゝに、牛頭馬頭

の鬼ども、鉄の棒を以て、女をかしく

し、「汝いかなるは我がまゝをはたらき

たるぞ。」とて、こへく、のゝしり打払

する事あり。「是は娑婆にて、親の仰

をそむき、はかまゝに男になしたる也（左傍「たる者也」）。へ十八・

オ」

あのくるしみをうけてうかむ事なし。」

又爰に、罪人んの目の玉をぬき出し、

あしをのこぎりにて引るゝもの有。

「あれはしやばにて、親のまくらをふみ、

又、親をかへり見などして、だんく不孝

したる者也。すこしの罪こそ十王の

三だんにもよるへし。無間地獄に落る

なり。いかに新田承り、男子の地ごくへ十八・ウ」

におつる事すくなし。多くは女人地獄に

おちる也。さらは女のおもふこと悪より外は

思はぬなり。女のむね愚痴にて、そのなく

なみだがつもりて、月に一度の月水と

なる。女人諸仏神に参らざる日数、

一年に八十四日あり。かやうのことも

しらずして、子共のむつき、あるひは月

水の不浄ものなどを、用水又は流へ十九・オ」

河にてあるふ。しもにはこれをしらず

清水と思ひ、仏神の供物をいたす。此

ふじやはちにより、女のちのいけ地

こくにおつる事数をしらす。しやば

にてよくくあひつたへよ。」又爰に、

罪人に繩千すじばかりつけて引

出しける。「あれは娑婆にて、大富貴

の人成が、人の吉事をきらい、悪事をへ十九・ウ」

よるこび、只下人などをとふ。よくに従かひ、

堂寺にも参りこともなし。僧、法師

一人も供養せず、生路のいとなみ

ばかり思ふ事、慈悲の志なく、死ぬべき

事しらす、我まゝ非道にしたるもの

なり。あのくるしみうけて五千年が間、

後はがき道におちるなり。」爰に鉄の

山のうへに、炭火をおこして、入道幾千万△二十・オ△

といふ数をしらす、居たりける。天には鉄の

網をはり、ごくそつ供が火をたきて、

此入道あふる事かきりなし。「是はしや

婆にて、棒じやくけるものなり。万民

を貪り、身を我まゝに物たるものなり。

あの苦受て五十かうが間成り。隠居は

随分善根を致、堂寺にも参るへし。とかく

浮世はかりやどり、風前の灯火、後の世△二十・ウ△

あのごとく思ひ、後生をよくく願ふべしと、

娑婆にて相伝よ。老身は其しうへんの

となへ事、必油断有べからず。」又、爰に火の

ろうに入て、四方よりつるぎ以て

指通せめる者有。「あれは娑婆にて、

遠江の国殿の氏神の神主なり

しが、神に香花も上ず、只神の諸

領を貪り、妻子を養ひ、我身もほこり、△二十一・オ△

神に御奉公をも致さず、神の諸

領を貪り、其外何の恩をも送り

申さる由なり。あの苦受て浮事

無。」又、爰に舌を二ひろ斗ぬき出され、

おめきさけぶ罪人有。「是は娑婆に

て、『地獄恐敷とて帰る者無し』とひび、

触世（マテ）を書たる者なり。無間地獄に

をちる事、如（左傍「レ」）此。耳をふさき口をとぢ、△二十一・ウ△

物いふ事もならず。罪深き者也。」又、爰に僧

人衣を腰にまき、大くれんのはたを、はま

わる僧■。「あれは娑婆にて、仏も法もしらぬ

僧なり。人目には物しり顔して、仏法を字に

人に見せ、旦那を貪り、内所にては、邪

推をはたらきたるゆへに、後には悪鬼共出合、

大くれんの中につこむなり。出家は

仏法の心がけ第一なり。」爰に、玉の△二十二・オ△

輿（右傍「こし」）を、つう（マメ）八方にやうらくをさけ、こんじき

の幡（右傍「はた」）をさゝせ、十二菩薩の先に立、二十

五菩薩跡にそふて、極樂により

花降り、天地音楽の声にて道引、

極樂に通女人有。新田是を見て、

「あの女房は何人に。」と申ければ、大菩

薩聞召、「あれは娑婆にて大富きの家に

生、をさなき時より五戒を持、仏前に香△二十二・ウ△

花をとり、心に慈悲を思ひ、さむきものに

は衣裳をとらせ、ひもじきものにはものをあ

たへ、常に心能持けるゆへ、「裸力」そすきて、あの

ごとく菩薩たちの道引は有て、極樂

にをこしやするものなり。」又爰に、僧人鬼

と共に出合、ひつはり、つるきのうへにのせおき

たる僧有。「あれはしやはにて、仏法は心にか

す、只悪所にかよひ、おんきよくまひおとり△二十三・オ△

をふたる僧なり。有時は仏事をくひなから、  
 經をよます、只ねふりはかりしたる  
 僧なり。あの苦受てうかむ事なし。

のちはならくにしゆずむなり。只出家の  
 のふは、こゝろ持かんよふなり。」又、爰にみ  
 めよき女のこしに釘をうちとや

鉄火を以てあぶる女有。「あれはしやばにて、

かほよき作り、多々のおつとをだぶらかし、△二十三・ウ

妻子ある男にたはむれ、金銀さひほふを

むさぶる人の、はら立をしらす、只己が

ほこりばかりをたのしみたる故、あの

くるしみをうけてうかむ事なし。」

爰に、耳釘をうちとふしたる罪人

■加〔身力〕ぐす有。「あれは娑婆にて立

聞したるものなり。あのくるしみを

うけて千年なり。その後はちくしよふ△二十四・オ

道におつる。」又爰に、罪人の口をひき

さき、棒を以て口をつく所あり。「あれは

しやばにて、酒をのみのこし、すてたる

ものなり。かくの如く其酒か、おにとなつて

かしくやくする事五百年があひだなり。」

又爰に、目に釘を打たる罪人あり。「あれは

娑婆にて、人の目を掠めたるものなり。

あのくるしみをうけて二千百年か間なり。△二十四・ウ

只人間はしやくそんよりありかたき。あの

罪人、後はつみのがれて、もし人間に

生れはもふもくか、あるひはこしぬけか、  
 あるひは者はぬ者か、いろく生かわ  
 るものより、しやばにて、ある時は

しやくそんのおそばしたる御經を一字なり

共よむ僧に、經管をとかせ、耳をかたむけ

て聞なとすれば、後にはよき人と生る△二十五・オ

なり。」又、爰に罪人血の池に、手足をくゝり

いれる。悪鬼共がひきあけては、又いれなど

する所有。「是は娑婆にて、万人のきるひをぬ

すみたる者なり。あのくるしみをうけて、

三百年か間なり。」又爰に、いしよふをきて

出する女を、大石の上につれあけおき、

身をすき、ほねばかりにておけは、其骨

おめくこへ、めもあてられぬ次第なり。△二十五・ウ

「あれはしやばにて、けひせいしたる女なり。

つらをつくり、身をかざり、人によくみせて

金銀を貪、あまたの男をたふらかし、

出家なとを落たるつみにより、あの

くるしみをうけて千年になりて後は、

畜生道に落る。」又爰に、みめよき女を

悪鬼ども出合、散々にくわんしやくする所有。

「あれはしやばにて、朝夕に物くふ所に人のくるを△二十六・オ

きらひ、やがてめしびつ中に顔をさし、人來る

をしらぬかほするいたつら女なり。たとへふる

まわずとも、人にあいきやうして、人をよくもて

なすと、能く娑婆にて能伝へよ。あの苦

受て三千年なり。其後はかきに落る

なり。」又爰に、髪の十丈ばかり、ひて其さきより火を付てやかるゝ女有。「あれはじやばにて、人の髪のながさをうらやしくおもふ」(二十六・ウ)

たる女なり。髪、容す過去の生つき、願ても叶はざるものなり。あの苦受て、千年なり。

その後は畜生道に落る。」又爰に、女をせかして、釘鉄置、眼に釘を打たる女有。

「あれはじやばにて、髪のぬけしをおし見たる女なり。あの苦うけて、うかむ事なし。」

又爰に、罪人を鉄の棒に突とふし、鬼六人出合に、ししむらをすき取り(二十七・オ)

はたきかじやくする所有。「あれは娑婆にて、人の養子と成り、うみのおやにもなき人にぞだて

られ、せい人して、その孝恩をもおくらす、親にさきだち死にたる者なり。あの苦

請て五百年なり。其後は無間地獄に落る。」

また爰に、罪人の手足切落して色くくのおに共が野山を引あるく者有。「是は娑婆にて、若時、山道どがなき草木を切、(二十七・ウ)

又若木などをきりすてたる物なり。あの苦受て千年なり。しやばにてよくく能伝よ。」又爰に、頭は

蜂のこたく、首は糸よりもほそく、食はまへにおきなから、そのめしよりくわゑん出、くらふ

ことならぬゆへ、只涙ばかりを流す者あり。「是はじやばにて、大富きの家に生、何ふそくなければとも、

物をおしみ、己もくわす、人にもくわせず、

只、朝夕かなしやくと思ふ。慈悲の心さし(二十八・オ)なく、其後一念があのかく身をやつし、苦を

受て千年になり。その後はがき道に落てうかむ事なし。」

又、爰に口を引さきて八寸の釘を打れて叫ぶ罪人あり。「あれはじやばにて、人の悪事をいふ、人の

よき中いふ妨けて世をくらしたるものなり。あのくるしみ受て千年なり。

其後畜生道に落るなり。」又爰に、僧(二十八・ウ)所多くあつまり見へにけり。新田是を見て、

「あの御出家様は何事にて、御あつまりなせれ。」と申ければ、大菩薩聞召、「あれは三河の国夫婦共

大善根の者なりて、しやしん円魔の帳付給ふ、くほんの浄土のふしん今なか

ばなり。じやばにて能触よ。二十五ぼさつ立向ひに出てなされ給ふ也。」

又爰に、罪人に大石をゆひ付、十二間のつるきの栈橋の上を、むけん(二十九・オ)のかたに渡り候わんとする所に、鬼共よつて、

渡るくくとせめる所。「あれはじやばにて、役人なりしが、多くの人をかつはかし、金銀を

とりあげ、妻子をやしなひ、わが身も過たるものなり。あの苦受て百與こふが

間なり。」又爰に、みめきよき女の、こしより下はしほをにそまり、あしをくる金の鬼に

引れ、こしに八寸の釘を、数もかぎらず打たる(二十九・ウ)

女あり。そのおめきさけぶこゑは、天地にも  
ひゞき斗なり。「あれは娑婆にて、はか身を  
深くみせんため、三月四日の月とまりは有時、  
子ある共、男にかくし、うみなかしたる女なり。  
其子が鬼となつて、かじやくする事

三百年が間なり。其後、畜生道に落ちる。かへすく  
男のしれぬ子とても、半さんなどを致へからず。

つみふかき事なり。女の一大事なり。よくく〈三十・オ〉

つゝしみへくなり。」又爰に、よろひをき、兜を

いたゞき、なん万とゆふ数をしらすなみ

いたり。六時あらそふて、わつといひさけび、

きり申所あり。大菩薩仰けるは、「あれ見よ。

新丹、しゆら道の苦現は是なり。あの

ことく、ひる六時、夜六時切合叫ぶこゑは、

地のそこ、天にもひゞく斗なり。弓箭

にて死たる。御経をよみ後の生をともらへ□(欠損)。〈三十・ウ〉

能く娑婆にて相伝へよ。円魔の帳を

見せん。」迎、御越し給ふ。爰に鉄のつじじ

式丈ばかり築(右傍「きづか」)せ、其上に大王仰けるは、

「死て三日と申に渡すまじ。七日に十王の立

たんにて渡し、三七日にじやばにて仏事を

せんならば、五七日に渡すべし。扱、五七日来り

請取べし。」と申ければ、大王かさねて、「七七

迄。」といひのべ給ふ。「四十九日来る請取べし。」と〈三十一・オ〉

申ければ、「百ヶ日を待べし。そのじやばにて、後を

ともろふことも有。」仰ける。共が腹を立、「十王の

御さんだん悪き。」と申ければ、「又年忘れを  
とむらしか、三年をも待べし。是にても

とわずは、七年迄。」といひのべ給ふ。「然共、罪に

よりにて後給ふもあり。又、うへ置<sup>て</sup>も有。但し

罪によるべし。」大菩薩仰けるは、「十王のさんだん

見よりたり。扱、六道迎、地獄道、餓鬼道、畜生〈三十一・ウ〉

道、しゆら道、天道、人道、是なり。地獄におちたる

ものは、もし人道に生とも、或は貧人と生、深く

ひんくするものなり。又、畜生道に落ちたる

者は、もし人に道に生とも、牛馬か狐狸(右傍「こり」)

鼠(右傍「ねスミ」)、鼯など(右傍「いたちなど」)生なり。又、修

羅道に落ちるものは、

若人道に生とも、大体弓箭にかゝりて、

又しゆら道に帰也。此内にも己々が身に有。

心能持、しんよく、とんよく能かんがへよ。前々〈三十二・オ〉

六道を見たる罪人は、皆己々が身より出たる

故に、三世の諸仏にもいましめ給ふなり。

又となきものは、閻魔大王の御前に、ひか心に

よりにて、又人道にかへすなり。娑婆に有時

は、愚ちの心をすて、善根の心を持、仏を

念じて、心慈悲を持、仏の御心に叶ふて

天道にうかみ、人道に落ちるやにす可。

我こそ人道の浅間大菩薩、あらはれ給ふ。〈三十二・ウ〉

六道の主なれども、悪したるもの助がたし。

しやばにて、御念仏申べし。いざや極楽を

見せん。」とて、御越し給ふ。爰に、橋有。此はし

渡り見れば、光明遍照かくやらんと、あ  
さやかにとなへける次第なり。花林より

来り面白事は限なし。阿弥陀、薬師、  
観音、釈迦の浄土にて、四方極楽を

見せ給ふ。ゆふらんせいしん中くくと申ばかり 三十三・オ  
なり。「いかに新田承りは、此こと帰りてかならずく

物語にすへからず。汝三十六才の春、伊豆の  
山にて草紙につくり、日本の衆生に是を

ひろめ申べし。それより内にひろめる  
ことなかれ。それより内にひろめるならば、

頼家が運のきわめ、又汝(右傍「なん」)しが命もあるまじ。  
汝三六才、この春迄はつゝしむへじ。はや帰へれ。」

とありとき、相模の国ひの嶋にこそ出にける 三十三・ウ  
もの、新田鎌倉殿に参りければ、大名

小名集て、死たる人の帰りたる心地して、悦  
給ふ。頼家公仰けるは、「扱、岩屋の奥は何とく。」

仰ける。新丹申せは、大菩薩の御罰あたる。又  
云わねは、頼家公の御腹立有り。とやせん、かく

やあらましと、おもひしつらひたるに、頼家公  
言わる、「いかに新丹、神妙なり。岩屋様子

いかにく。」仰けるは、新丹うけ給りやむことを 三十四・オ  
得ずして、一々に語りける。殊更すぐれたる

こと有。永日有のまゝに語り聞く人、舌を  
まぎにける所に、黒き雲一むら御殿の上に来り、雷

電すさまじく、其内(右傍「うち」)より大音にて、自が  
そらから語る間、汝が命をとるべしとて、大

き成ひかりものと成て、新丹をつかみ、富士

の山にあがりける。天の木はそのまゝ本の  
ごとくに晴にけり。此ことほりを聞人は、富士 三十四・ウ

浅間大ごん現に一度参り詣にあたるべし。我と  
よむものは、一年に十二度よむべし。一よまぬ

ものは、人によませてよくくてもん致ス  
可。わがみかけをさして、ふうきはんじやうの

家とまもるべし、との御せひ願なり。  
よみたる家は、一ヶ月が間、そくさい延命

とまもるへきものなり。しんじうたがふべ  
からず。かへすくも、人の家にはしんく 三十五・オ

第一をおこたる事なかれ。又、女房はわが  
男を第一にまもり、家の仏を朝夕心に

かけ、香花茶湯杯をもきれひにして  
奉ること、第一なり。又、男は妻子をいたわり、

下々にも情をくわへ、心に慈悲を以てこそ、  
かん要なり。殊に右のしよを聞て、常に

信心有べし。仏にうたかひなきものなり。 三十五・ウ  
よみあけ奉る、南無富士浅間大権現と、八遍

となゆべし。ふつきはんじやうの家と成るなり。  
すひ分ぐちのしゆじやうに、是をよみかす

べしと、うやまつて申。南無ふじせんげん  
大権現と、三遍となゆべきものなり。

天照大神宮の御うたに、心だにまことの道に  
かなひなば、心のらずとても神やまもらん。

かりそめも此世のことをたのまねば、神やうれ 三十六・オ

しと思しめすらん。あみだ仏となへる

人のむなしくは、我レこの国の神といわれじ

八まん大ぼさつの御哥に、いにしへの我名を人に  
あらわして、南無あみだ仏といふぞうれしき。

かすが大明神の御哥に、あすまでと思ふこゝろを

すてはてゝ、南無あみだふつとつねにとなへよ。

むそふこくしの哥に、ゆめの世をゆめで、といふも、

ゆめなれば、ゆめといふへき、ことのはもなし。△三六・ウ◇

系しん僧すの哥に、極樂をねこふに、富士の高

ねぶつまたうへも、なきさとりなりけり。

夢の世にまぼろしの身のむまれきて、

やねにやとかすよいのいなすま、ひかれなは、

あしき道にも入ぬべし。心のこまに手綱ゆる

すな。熊野のこんけんの御哥に、あみだふつと

となふる外に、つの国のなにはのことも、思ぬぞ。よき

念仏は、つみけすほうといひながら、わさとつくり△三七・オ◇

しとかわゆるさじ。

文化之年

丙ノ寅九月吉日△三七・ウ◇

## 二、「富士山人穴双紙」

### (一) 解題

刊本。一冊。外題は直に墨書きで「富士山人穴双紙」とある。内  
題・柱題・尾題・見返し題はナシ。版種は製版。表紙は素紙。料紙

は楮紙。装丁は袋綴。書型は二五・六×十七・二。一面的数は八。

一行字数は約二十。本文は漢字仮名混じり。八丁。一丁裏の序の年

紀に「天保三年辰六月日」とあることから、成立年代は天保三年（  
一八三二）六月からさほど経ない時期と推定される。編著者は赤池

氏。巻末に「月日／富士山人穴／赤池氏書之」とあり。序者は光三

行者空胎。序題はナシ。表紙右上に高峯文庫印あり。表紙右下に富

岳洞印あり。巻末に「昭和廿参年式月廿五日」印あり。旧蔵者は小

林義正。二丁目から、柱に丁数が振られている。表紙外題左上に富

士山の絵あり。

本書は、人穴出版の天保三年本「富士山人穴双紙」と同版である。

天保三年本は、昭和四十一年に版木が発見されて復元がされたもの  
の、現在までそれ以外の版本は見つかっていない。その天保三  
年本が小谷コレクションに所蔵されていることを、ここで報告する。

### (二) 翻刻

#### 〔凡例〕

翻刻にあたり、可能な限り原文に忠実であることを期したが、次  
の様な手を加えた。

一、濁点・踊り字はそのままであるが、便宜上句読点、及び会話文  
の「」を施した。

一、漢字は可能な限り現行の字体に改めた。

一、翻刻を確定出来ない箇所については「○○カ」と示した。

一、判読不能な箇所については、一字につき■一つで示した。

一、欠損部分は□（欠損）で表した。

一、丁数と表・裏は（一・オ）のように示した。

富士山人穴双紙へ一・オ

世に人穴双紙と言もの雖有之、

其出所分明ならずして、甚虚説

多く、然に歴代古書に不合、

依之当世信心の輩、本文を見と

乞者多故に、赤池の書笥をひらき、

取出して弘る者也。

天保三年 光休行者

辰六月日 空胎へ一・ウ

夫富士山人穴事は、往世より有也といへとも、

其奥を見たる人あらず。然るに人皇八十三代

土御門帝の御時、建仁三年癸亥征夷大將軍

源頼家卿、伊豆の国より当国に狩倉の砌、

富士山西の麓、人穴を御らんありて、其中を見究

度思召。仁田四郎忠常に御召の靈劔を与へ、

此穴に入て、可見究由被仰付けは、即御請仕る。

頃は六月三日己の時、松明廿八本干、飯三升六合へ一・オ

用意して、主従六人此穴に入れるに、其入口狭く、

踵を廻らす事不能。道路始終共水流足の下定

ならず。蝙蝠飛廻りて顔を遮る事幾千万、と云

数を智らす。七八丁行て大河有。水〔慢々力〕と逆

流して中く渡る事不能。時に不思議や雷大

鳴渡りて、電光眼の向にひらめき、〔誠力〕に心身爰に

絶し、五人の兵士は忽氣絶しける故、忠常は

只老人、川の辺に平伏して、他念なく弥陀の〔名力〕へ一・ウ

号を唱居る事半時斗にして、漸雷止り風波も

平くくと、渡る所の川水乳の上に及、越上りて少の

松原有り。四方に春夏秋冬の四季現れ、其先に

大池あり。其中に金色の蓮華開て、光りは

日輪の如にして池中を照す。嶋に、五重の宝塔八階

廿八間の妙なる橋の上に、上行・安立行・淨行・無辺行の

幡をたて、其外、光明かゝやくたる二十三間あ字雲

の橋、六字の帆上たる船、芦の葉一円の船も有り。へ三・オ

然る所へ紫雲に乗して、富士仙元大菩薩現れて

告白「善哉く、汝主命を重く、身をおしませ世に

比類なき忠臣なれば、此穴中を見〔る力〕なり。乍然、汝

帯処の劔は、度々の合戦に功有によりて■〔道力〕

の穢多く、持行事不叶。」と聞より、忠常劔を池中に

打込ければ、忽大蛇現れ出て劔を呑と、其身より光り

をはなち、其光りの中に熊野三社、富士、箱根、白山、立山、伊

豆権現、三嶋大明神等現れ給ひて、一百三拾六地獄をへ三・ウ

奉行し給ふ。先は西院の川原也、石を積て塔を

なし、十才以下の子供あつまり、香花燈明水食等供

養し、其外品々の役を勤めて休息なし。「是、生れ

て間もなく死る故に、現世にて親の大恩を報さる故、

此所の役を勤る也。子を先たてし人々、猥に歎事なかれ。

父母の涙は此所の火の雨となる也。先立子供を不便と

思は、先第一に善根を尽し、他人の子供を憐み、殊に

孤貧人の子を痛り、情深く私を不足して衣食へ四・オ

等を与ひ、何事も他の為に成事を心懸、物を与ひて

其返礼いわれざるをよしと定、人の智らざる施こそ大

功德なり。」此所を過て、三途川其深事限なし。橋の

もとに身の長拾六丈の老婆有て、車輪の如なる眼を

見開らき、白髪の長事四丈を過たり。「是則大日如来の

化身なり。三悪道へおちる罪人を■給ふ故也。未生以前悪

趣にありて、仏に誓を立、一度人間に生れば専善根を

尽し、二度爰へ来るまじと誓文□（欠損）〔し力〕て、如来より〈四・

ウ〉

体をかり、人と生れたる事を忘れ、現世にて寸志の善

根も不成、所々悪業重りて、又此所へ来る故に、人躰

取上罪の軽重によりて、其道々へ送るなり。」又、死出

の山に至時、天に大音聞て曰、「今日信州木曾山住

杣定吉と云者、亡父母のために仏事を供養する

故、皆々施を受べし。」と有れば、忽地獄のせめを休、

餓鬼道にも水食を生し、畜生道の苦も忘れ、修

羅の戦も知らず、悪趣も安養となる事。其施処〈五・オ〉

志の浅深によりて、休息に長短有。其亡霊も此功德にて、

此土の苦を免れて、段々安養世界に至る事なり。又

行て見れば、罪人に大石をせをわせて、嶋〔雄力〕山へ追上ケて

苦る。「是は現世にて牛馬を情なく遣ひたる人也。」

又罪人を鉄のくさりにてつなき、青鬼赤鬼升と

秤を持って其顔を打事、其数を智らす。如斯する事

一千年の間也。「是は因にて、商人なりしが二品の升

秤を用て非道の金銭を取たる人也。」此外に、血の〈五・ウ〉

池と言て満々たる血の中に、年少き女多く居て、血に

むせひ苦しむ也。「是は産の上にて死たる人か。又は

身持ふらちにして、定る夫なき女、子をはらみて

はづかしさに態と流産したるか。又は神仏を穢し

たる女か。其外女のつゝしむへき道を守らず、夫を敬

わす我まゝ氣随なる女人等、此池にて苦む也。故に

女人たる身は常に善根を第一として道□（欠損）に

たかわす貞心を守り、其上血分経を修行すへき〈六・オ〉

事なり。」又其中に蓮華生して、其上に座して

安樂なる人あり。「是は一度血の池におつるといへ共、追善

の徳によりて如斯。」又向に六ツ辻ありて、玉と錫杖を

持たる僧在す。「是即、六道能化地藏大菩薩也。夫

六道は、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人道、天道也。先地

獄と言に一百三拾六の別有り。中にも八大地獄とて

八ツの大獄有り。或はあび、しやふねつ、きよふかん、くれん

等なり。此苦を除ためには、富士八湖の水にて身を〈六・ウ〉

清て、仏神三宝を供養すへし。又、餓鬼道

と言は、腹へらして喰事ならず、渴すれ共吞事

不叶。常々便にやふを受て唇をうるおすとかや。

是は他人に与へき物をおしみ、不足なく物毎不明

にして、荒言し、乞食等迄情なく、私欲にて

一生を過しゝ人也。又、畜生道と言は人躰牛頭

馬頭人面獸身の類也。品々の畜苦を受て堪かたし。

是は因にて一切の生類をころし、魚鳥を畜て〈七・オ〉

長くるしめたる人。其外男女のましわり道

ならされは、必此道に入る也。又、阿修羅道と言は、昼

夜に六度の合戦して、其身より血を流し、

半死半生にて苦しむ也。是は因にて猥に腹を

たち、他の〔城力〕を破り、諸勝負を好たる人、此苦を受

る也。又、人道と言は、即人間也。是は公の法度

惣て五常を守たる人、此道に又生る也。天道と言は、猶々大善根積りて天上生し、飛行自在へ七・ウゝにして楽む也。是より段々善事積れば、声聞、縁覚、菩薩、仏界の四聖にも至る也。此外も出家、社人、山伏等、其道を行い修して其料をとり、私欲我まゝなる者苦を受ること限りなし。」然る処へ、天に紫雲棚引て、七音のひゝき、金蓮の上にて読経の尼僧現れ、罪人のために日々廻り給ふとなり。「此人は三州長篠辺にて妙円と  
 言人なるが、大善根して仏戒を持、捨身してへ八・オゝ他人を赦し、利益にて如斯也。是より先は皆極樂界にして暑寒〔其満力〕の世話も無、只有難く御法の声を楽しみて自由自在なり。」人穴に参りて見れば何もなし、己が身にあるぢごく極樂穴かしこく。

月日 富士山人穴

赤池氏書之へ八・ウゝ

(三) 翻刻における問題

本書の翻刻作業は、小山一成「翻刻人穴版『富士山人穴双紙』を参考に行った。ここでは小山による「富士山人穴双紙」の翻刻において、判読不可能とされていた部分を翻刻した点や、小山による翻刻に誤りが見られた点について指摘する。尚、小山による翻刻の、文字の欠ける部分・判読不可能部分は□で示している。小山による翻刻への指摘・訂正部分は網掛けで示している。

指摘・訂正

7	6	5	4	3	2	1	丁・表裏	行	小山による翻刻
四丁裏 五丁表	三丁裏	三丁裏	二丁裏	二丁裏	二丁裏	二丁表			
四丁裏八 行五丁 表一行目	四行目	三行目	六行目	四行目	三行目	七〇八行 目			
如来三宝□ 生れたる事を忘れ	汝帯処の劔は、度々の合戦に功有によりて□□の穢多く	身をおしまず世に比類なき忠臣なれば、此穴中を見すなり	電光眼の向にひらめき、□に心身爰に絶し	大河有、水勢々と逆流して	蝙蝠飛廻りて顔を遮る事幾千万、其数を智らず	即御請仕らえは、六月三日己の時			
如来より体をかり、人と生れたる事を忘れ	汝帯処の劔は、度々の合戦に功有によりて■〔道力〕の穢多く	身をおしまず世に比類なき忠臣なれば、此穴中を見〔る力〕なり	電光眼の向にひらめき、〔誠力〕に心身爰に絶し	大河有。水〔慢々力〕と逆流して	蝙蝠飛廻りて顔を遮る事幾千万、と云数を智らず	即御請仕る。頃は六月三日己の時			

16	15	14	13	12	11	10	9	8
八丁表	八丁表	七丁裏	七丁表	七丁表	六丁表	六丁表	五丁裏	五丁表
五行目	三行目	五行目	八行目	五行目	七行目	六行目	三行目	二行目
然る処に天に紫雲棚引て	り 出家社人山伏等其道を行□して其料をと	る を破り、諸勝負を好た	猿に腹をたち、他の和めたる人 魚鳥を歳長くくるし	情なく 不足なく物毎不明にして□□□乞食等迄	り にたかわす、貞心を守	儻なる女人等 夫を敬わす我まゝ、氣	て て 罪人に大石をせをわ	も て 罪人に大石をせをわ
然る処へ、天に紫雲棚引て	料をとり 其道を行い修して其	負を好たる人 〔城力〕を破り、諸勝	一切の生類をころし、し、魚鳥を畜て長くくるしめたる人	等迄情なく 不足なく物毎不明にして、荒言し、乞食	心を守り 〔欠損〕にたかわす貞	儻なる女人等 夫を敬わす我まゝ、氣	へ追上けて苦る せて、嶋〔雄力〕山	りて も不成、所々悪業重

17	八丁裏	二行目	是より先は皆極楽界にして、暑寒免倒の世話も無	是より先は皆極楽界にして暑寒〔其満力〕の世話も無
----	-----	-----	------------------------	--------------------------

三、「富士人穴物語」

(一) 解題

刊本。一冊。外題は箋に墨書きで「富士の人穴物語」と後補されている。小谷コレクション内の一本である『富士人穴探検古記』にも同様の箋による外題が施されており、筆も同一のものと見られる。扉題「富士の人穴物語 全」が元外題か。内題「富士人穴物語」。柱題・尾題・見返し題はなし。版種は製版。表紙は茶、白霞に墨書きで、後補と見られる。料紙は楮紙。装丁は袋綴で合紙あり。書型は二四・七×十六・五。一面行数は七。一行字数は約二十二。本文は漢字仮名混じり。十三丁。成立年代は江戸後期。編著者は未詳。奥書・刊記等なし。表紙見返しに中央に高峯文庫印あり。また、一丁右下に円状同一の蔵書印（朱）が十二ヶ所、それとは別の蔵書印（墨）が一ヶ所見られるが、判読不能。旧蔵者は小林義正。二丁目から柱に丁付が振られている。

三丁目の柱の丁数が「十一」となっており、二丁目欠けている内容としても話を通らなくなっている。後の十二丁目にも「十一」なるものがあり、三丁目のもはこれと同版である。更に本書では「十六」丁以降が欠けており、同版である国立国会図書館蔵本では、本文が見られるのは全三十五丁であるので、全体の半分以下が残る

のみである。

本書は、人穴出版の無刊記「富士人穴物語」と同版である。無刊記本は、昭和四十一年に人穴出版の三種の版木が発見される以前から既に国立国会図書館に所蔵され、その存在は知られていた。更に岩瀬文庫にも同版のものが所蔵されていることから、無刊記本は広範囲に持ち運ばれたことが推測される。

## 二、翻刻

### 〔凡例〕

翻刻にあたり、可能な限り原文に忠実であることを期したが、次の様な手を加えた。

- 一、濁点・踊り字はそのままであるが、便宜上句読点、及び会話文の「」を施した。
- 一、漢字は可能な限り現行の字体に改めた。
- 一、本文の誤りと思われる部分には、右傍に（ママ）と付記した。
- 一、判読不能な箇所については、一字につき■一つで示した。
- 一、翻刻を確定出来ない箇所については「○○カ」と示した。
- 一、欠損部分は□（欠損）で表した。
- 一、丁数と表・裏はへ一・オのように示した。但し、丁数は柱に見られる丁付の通りに従うこととした。つまりへ一・オとしていたのは、柱に見られる丁付が「一」となっているものであり、実際には二丁目である。
- 一、本文の右あるいは左に、振り仮名や文章が書き添えられている場合（右傍「○○○」）のように示した。

富士の人穴物語 全へ・オ

### 富士人穴物語

抑正治元年四月三日に、鎌倉右大将頼朝御子に

頼家と申ありける。頼朝公の御領御相続被成ける。当時

和田の平太を召遣られ仰せけるは、「いかに平太承ければ、

昔よりおとにきく、富士の人穴と申あり。おとに聞たる

斗、其人穴見たる者今になし。其穴の中に、いか成

不思議有や。汝ひそかに穴の中へ入、いか成ふ思きやあるへ一・オ

人穴の内を見て参れ。」とそ仰ける。平太、畏りつつしんて

申様「是は思ひもよらぬ仰にて候。『天をかける翔、地を走る

獣を取て参れ』との御上意候は、いと安き御事にて

候へ共、是はいかゝ候半や。人穴に入、二度帰り候事斗かたし。」

と申ければ、頼家公仰けるは、「是非はともあれ。彼穴の内

見て参れ。」とて仰ける。平太畏り、「御奉公は固事、二ツなき

身命にて候へは、一命を君に奉り、委細畏り候。」と、御請申上へ一・

ウ（注一）

申ける。大蛇此由を聞召、仰せけるは、「いかに汝、おこりし自か住

家を

見る事、一重に頼家か運命の極と思しはず。汝か箒

せし太刀を自に得させよ。」とて仰ける。仁田承り「畏候。」と

何の苦もなく、四尺八寸ありける太刀を抜て大蛇にまいらする。

小金作り太刀の鞘をは抜て、身斗大蛇に奉る。大蛇太刀二

振共に柄口より吞、六様に納め御悦の体に見へたり。其後大蛇仰

けるは、「されはや、日本の主程ある頼家か分にしれたる習をする

へ十一・オ

ものかな。然共、此太刀を得さする上は、仁田か実も見へたり。又、我

取間、生死の眠りも覚しつゝ、貪・瞋・痴の三毒を出て、迷去（ママ）から、  
せん（ママ）の

たいし、地獄は一百三十六地獄、無間地獄、けうかんしこく、大け  
う

かん、紅蓮、大紅蓮、せう熱、大せう熱、よふちん、とうかつ地

獄、あの地獄、あらゆる地獄の大罪人、三世因果の道理

を聞せん。又九品蓮台を見せて、九九八十一の極楽世界

刹那の内をも見すへし。地獄極楽音に聞共見る者なし

（※以下からは、第三丁から順に続いていく。）（十一・オ）

候へ。」とぞ申ける。朝比奈聞てからくくと打笑て、「是

平太殿。走る馬にも鞭を打、血汐に染る紅も染るに

増て色そや。某も仰々に貢度は存れ共、只耆人とさゝれ

たる。頼家公の御上意もありかまひてく、此度は高

名の穴入して一門の名を揚よ。御用意被成よ。」と

別れてこそ立帰る。去程に、平太か其日の出立装

束は何時よりも又花やか也。籐には白き帷子を着、（三・オ）

中には白織を差込て、白織の直垂の裾を結て

肩にかけ、大口袴の裾高く、白銀の胴かね有て、

赤木の柄に、金幅論の縁頭、赤銅作りの太刀

共に二振はいて扇子を差（ママ）経、明松つ（ママ）する十六、

たひ人六人に持せて、鎌倉の御所より頼家公の

御前へ参り、御暇申上、諸国の武士暇乞ナシかと申。牛の

刻歸るへし。夫過て候は、岩屋の内て死たると思召候へ。」と（三・

ウ）

申上ければ、諸大名達打詠「適、弓取の身の上程つらき者はなし。」  
皆々思斗也。夫より鎌倉より日を去、年来を経て行は、程なく

駿河の国、岩屋にこそ急にける。去程に、平太岩屋内へ入、壱丁

斗入れれば、口より火焰を放ち、大蛇責（ママ）の子のことく並ひ臥たり。

平太夫をもいとわす、飛越へはね「渡力」。五町程行て見て、あれは

生

くさき風吹来恐しき事限なし。又かたはらの方へ行て見てみるは、

年頃十八九のさも美しき女房、十二一重を引重ね、紅の（四・オ）

袴を踏、三十二相の御姿、丈成御髪に板墨を流しかけたる如

なり。白銀の機子に小金のひを差て、錦を織てそおはします。かり

やう

ひんかの身振、りんくゝたる御声にて仰けるは、「そも何物なれば、

かゝる所へ

我往処へ来り給ふぞ。」と仰ける。平太聞より、「我こそ鎌倉殿

よりの御使にて和田身内の一そく平太義助と申者にて候。」と申。

かの女房聞食、「縦誰人の御使にもあれ、自か前をは通す

まし。夫を押して通るならば、忽命を取へしと。これより歸るへし。」

とて仰（四・ウ）

ける。「もしあやまちありても、自はし恨給ふな。」「夫いかに。」と

思らん。「汝は

仏法に仇を成し、守屋の大臣か九代目の「裔力」れや。」と仰も果ぬ

は、

岩屋の奥より風吹出し一もとに吹き下れければ、立事もならず、

岩屋の口へそ吹出れて漸々と立揚らんとせし所に、岩屋の内より

さけふ音して、「汝か年は十八才也。三十一と言春の頃、信濃国

の住人、和泉三郎と申者にかたられ、ゆへもなき反叛

の起し、討れん事一丈うたかないなきぞ。」と虚空にて、〈五・オ〉  
 呼びける。其声只雷電の鳴、闇如くにて恐しき次第也。

漸々と扱を日に罷て、鎌倉へこそは帰りけり。鎌倉殿に  
 参りて、岩屋の不思議様々と申せ共、「兎角其奥

を見ざる事こそ残念なれ。」とそ仰ける。平太は烏を

鶉の如くに遣しことくにて、さしたる甲斐もなく、高名もなく

我が屋敷へそ引返ける。かくて其後、鎌倉殿何幸

して、人穴の奥を見せ、奥の様子を聞はや、と思召て〈五・ウ〉

比企か■明地四百町あり。鎌倉殿御判を成、「岩屋の

奥見留たる者に、右の四百町を可被下。」御触状を御廻し

給ひける。皆々申けるは、「命ありての領地とて、更に御判の

裁は岩屋に入へき。」と申者、しはく／＼なかりける。爰に

伊豆の国の住人、仁田四郎忠綱と申、鎌倉武士あり。此者は、

先年頼朝公富士の御狩の節、大イ成猪を乗止、又其仔は

曾我十郎を討当武士の高名世に触し者の夫あり。然とも〈六・オ〉

世につれてさしたる事なふ過にける。かゝる事を聞思ふ

様は、「弓は袋に入、劔は鞘に納り、今四百町被下とは

珍敷御事也。我等領地今千六百町持たるなり。

松王松君とて男子式人持たり。式人に千町つゝ譲り

取らせはや。子を撫育ては、繭の虫の蚕を仍りて

機と成も、同事也。子孫こそ静成世の楽也。」いそ

かれ鎌倉殿へ仁田申けるは、「忠綱こそは、富士の人穴〈六・ウ〉

に入候に見届。」申上んに、御墨付戴き申さんと

御判即戴仕、鎌倉殿御悅限なく、右の四百町、

仁田四郎忠綱にこそ被下、早々出立の御暇被下ける。

斯て忠綱は我屋敷へ帰り、女房に「人穴へ入也。若岩

屋の内にて死たる共、所領庭園は二人の子供に千  
 町つゝ取らすへし。松杉を植ゑて、子孫に譲るも

同事也。我無後ても子供こそ鎌倉殿へ御奉書をへ七・オ

致へし。武は授は歸らぬあつさ弓老らは子を思ひ

ならひそかし。いかに諸国の土も心憎しと思らんよし。夫とても

よくは人の身の習ひ也。笑は笑へ、力無。」と、女房子供に

暇乞、旅の用意を致ける。仁田か其日の出立装束は、

肌に良■て白小袖、中には白織の大口の直垂の裾を結

て肩にかけ、梨子打烏帽子に鉢巻きしめ、袴の

裾高く取、いか物作の太刀に白銀の鞘巻したる腰隠(注2)、へ七・

ウ

又一腰は箱根の権現の給りし名劔也。兼て月附の役

人、伊豆の国の住人、工藤左衛門の尉祐経後見の役に

具足して、明松三十取持せ、「七日と申に歸るへし。若又

其日に歸らすは、死たりと思召候へ。」と諸大名に暇乞、妻

子一家に引別れつゝ、鎌倉山を後にして、野道山道

に急つゝ、彼富士の人穴にこそ着にける。去程に、仁田

四朗急は無程岩屋に入、五、六町行て見れ共何もなし。〈八・オ〉

名刀を抜、四方八方打払ひて見れ共、何もなし。又五、六

町行て見れは、月日の光り、あらはれたり。又、五、六町行て

見れは、小松原へそ出る。其地の色五色也。爰に川あり。

只今渡りたると見へて、足の跡砂にあり。此川を渡て、

見れは、東に堂あり。その堂より二、三町程歩行て

みれば、八棟作の唐彼風作りの檜皮葺にしたる

堂あり。立柱は錦て包立たり。その内に入て見れば心も〈八・ウ〉

言葉も及れぬ。結構の樋の水の音、琵琶を弾るに

似たり。吹来る松風の音は、笙ひちりきかと疑ひたり。かゝる「絶力」成事を聞は、長生殿の夢覚て面白事限なし。堂の前に池あり。五色の蓮華あり。此開くか昼也。しほめる時に夜となる。又、良に当て小金作りの光かゝやく堂あり。錦を以て

天井を張「錦力」にし、柱を包、珠の木、梵樹珊瑚の桁瑪腦の梁所々の隅々に小金の鈴を掛られたり。其角の音聞は常楽へ九・オ我浄の風と付けともに、皆々法花経を読れたり。初本第一一部八巻とも廿八品謝りなく唱へける。奥に聞るかねの声、祇園精舎と聞ける。諸行無常もかくやらんとそ思ひける。猶

良の方に行見れば、草むら茂り、仁田思ふ様は、「今のは候に諸仏菩薩の客殿なるへし。」と。此奥に御堂あり。又北の方へ行て見れば池あり。池の中に嶋あり。嶋の上に小金のゑんふたんこんの光り御堂あり。八棟作りにて光かゝやき、心も言葉もへ九・ウ

及す。扱、又嶋より陸路へ、八十九間の降の橋あり。壱間に壱つつ、小金の鈴あり。皆々妙法蓮花経を唱へにける。八十九の鈴、一部八巻廿八品、文字の数不謝唱へにける。其中に又壱りの鈴、此経の功力により一切の衆生を八九品の浄土へ向せ給へ。十羅刹女、三十番神へ申とて唱へける。池の水、五色に湛。仁田嶋に近付内の体相を急度■見ければ、

内よりもりんくたる御声にて「何者なれば自か住家へへ十・オ来るぞ。」と仰けるか、立出給ふ其御姿、十丈斗成大蛇也。頭には十六本の角おいたり。口より吹出給ふ火焰の息、十丈斗そ上りける。舌の紅の如く也。頭の角を振立たる其勢ひ、恐しき事限なし。命を的の武も給へひきり

こそしたりける。大音揚て名乗けるは、「我こそ鎌足公の後胤に、野住の大納言十二代の孫、仁田四郎忠綱と申

者也。鎌倉殿御使を承り、爰迄参上仕候。」と大音にへ十・ウ申ける。大蛇此由を聞召仰けるは「いかに汝おこりし自か住家を見る事、一重に頼家か運命の極と思し。乍去、汝か箆

せし太刀を自に得させよ。」とて仰ける。仁田承り、「畏り候。」と何の苦もなく、四尺八寸ありける太刀を抜て、大蛇にまいらする。小金作り太刀の鞘をは抜て身斗大蛇に奉る。大蛇、太刀二振共に、柄口より吞、六根に納め、御悦の体に見へたり。其後大蛇仰

けるは、「されはや、日本の主程ある頼家か分に、しれたる習をするへ十一・オ

ものかな。然共、此太刀を得さする上は、仁田か実も見へたり。又我

取間、生死の眠りも覚しつゝ、貪・瞋・痴の三毒を出て、迷去から、

せんのかん、たいし、地獄は一百三十六地獄、無間地獄、けうかんしこく、大けかん、紅蓮、大紅蓮、せう熱、大せう熱、よふちん、とうかつ地獄、あの地獄、あらゆる地獄の大罪人、三世因果の道理

を聞せん。又九品蓮華台を見せて、九九八十一の極楽世界刹那の内をも見すへし。地獄極楽音に聞共見る者なし。へ十一・ウ

(第十二丁、第十三丁、第十四丁欠)

の仰けるは、「あれは娑婆にて馬や牛を商ひ、馬牛の馬喰や色々の偽を立、又は馬牛をむこくして物も喰せず、責けひしもの共也。又は、殺掠すへからず、あのことく顔は、馬牛の角はへた鬼共か責る也。

あれをあばふらせつと言也。」又先へ行て見るに、河原の罪人を鬼共か胴骨に、八尺斗とも見へける劔の先貫き足る。又劔の山へ「上れく。」と責る也。後口より流る血、紅の滝のことく也。大菩薩に

尋申に、「あれは娑婆にて、主親の前を後口闇し、又は逃走、へ十五・オ」

主や親に悪敷当り、たつもの也。」又、向を見渡せば、海の浪高く〔荒力〕、

牙如き波の上に「通れく。」と鬼共鉄棒にて三々に打擲する也。通らんとするに、通るへき様更になし。又尋申に、大菩薩仰ける、

「あれは

娑婆にて、物参り故とする者に閔を居へ、人を返さず人にあらく

当りしもの共也。■言は、返す間敷所にも物参りする者には、悪ひ

道故とおしへ返すもの也。人は慈悲の心持事肝要也。」とそ

浅間仰ける。又先へ行て見れば、罪人の首に繩を掛て、十九のへ十・ウ

## 注

1 以下の二丁分は、本来第十一丁目のものである。柱に「十一」との丁付が見られる。よつて、第二丁が欠けており、第十一丁が第一丁と第三丁の間に入っていることになる。後の第十丁の後にも第十一丁が続くが、その第十一丁と同版である。

2 「振」の誤りか。

## ◇参考文献

- ・小山一成『富士の人穴草子―研究と資料』（文化書房博文社 一九八三年）
- ・渡辺匡一「小谷コレクションと高嶺文庫」（『岳都松本 小谷コレクション展』信州大学の名品』二〇〇七年十二月）
- ・小山一成「人穴版『富士山人穴双紙』伝播考」（『立正大人文学部研究年報』一九七七年三月）
- ・小山一成「翻刻」『富士野人穴御縁起』（『立正大学文学部論叢』一九七八年七月）
- ・信州大学附属図書館「近世日本山岳関係データベース」  
<http://moaej.shinshu-u.ac.jp/>
- ・国立国会図書館電子図書館デジタル化資料  
<http://dl.ndl.go.jp/#classic>